

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。

一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止します。対象となる具体的な行為は次のとおりです。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける
- ⑤ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、つなぎ服を着せる
- ⑦ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑧ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑨ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する

(2) 身体拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を全て満たす必要があります。その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行うものとします。

なお、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、「やむを得ない身体拘束」には該当しません。

【切迫性】

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことを要件とします。

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それを以てしてもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認し切迫性を判断します。

【非代替性】

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないことを要件とします。

まず、身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を

保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認し非代替性を判断します。

また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択します。

【一時性】

身体拘束その他の行動制限が一時的であることを要件とします。

本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定し一時性を判断します。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に次のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動はしません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等廃止・適正化検討委員会において検討します。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけよう努めます。

2 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等廃止・適正化検討委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等廃止・適正化検討委員会を設置し、その結果については職員に周知徹底を図ります。委員会は年に1回以上開催します。

① 委員会の役割

- ・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

- ・施設長
- ・サービス管理責任者
- ・生活支援員
- ・看護師

③ 身体拘束等適正化担当者の設置

- ・身体拘束等適正化担当者を置く
- ・身体拘束等適正化担当者が委員会の構成員となる

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または、他利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、次の手順を踏まえるものとします。

【利用前】

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等廃止・適正化検討委員会にお

いて協議します。

- ② 身体拘束の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、本人、家族等に対し施設長が「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(様式1)により説明をします。

【利用時】

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束等廃止・適正化検討委員会において、実施件数の確認と身体拘束をやむを得ず実施している場合については協議検討します。
- ② 夜間に緊急時やむを得ず身体拘束等を行うときは、夜勤職員同士で協議して対応し、緊急やむを得ない理由をケース記録に記入します。その後のことは身体拘束等廃止・適正化検討委員会を開催し協議し、家族等への説明は翌日施設長が行います。

【身体拘束の継続と解除】

- ① 身体拘束を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体的拘束等の記録」(様式2)に、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ② 身体拘束等の継続と解除は、身体拘束等廃止・適正化検討委員会において検討します。
- ③ 身体拘束等を解除する場合は、直ちに家族等に解除の説明をします。

3 身体拘束等廃止に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

【施設長】

- ・身体拘束等廃止・適正化の検討に係る全体責任者
- ・身体拘束等廃止・適正化検討委員会の統括管理
- ・身体拘束等廃止に向けた職員教育

【管理職の生活支援員】

- ・支援現場における諸課題の統括管理
- ・家族等、相談支援専門員との連絡調整
- ・本人の意向に沿った支援の確立
- ・ハード・ソフト面の改善
- ・記録の整備

【生活支援員】

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識
- ・利用者の尊厳を理解
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努めること
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとること
- ・正確かつ丁寧に記録すること

【看護師】

- ・重度化する利用者の状態観察
- ・正確かつわかりやすく記録すること

【管理栄養士】

- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

4 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を次のとおり行います。教育・研修の実施内容については記録を残します。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修を年1回以上開催
- ② 新任者採用時に身体拘束等廃止・適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

5 指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、施設内に掲示するとともに、利用者及び家族等からの閲覧の求めには速やかに応じます。